

# 蕨市総合評価方式活用ガイドライン

Ver.3

平成24年10月

蕨 市

## 目 次

1	総合評価方式の概要・意義	3
2	対象工事及び実施工事選定基準	4
3	総合評価方式のタイプ	6
(1)	簡易型	6
(2)	技術提案型	6
4	標準的な実施手順	7
5	評価項目・配点等	8
(1)	評価項目の選定	8
(2)	配点等	8
(3)	必須評価項目（簡易型・技術提案型共通）	9
ア	企業の技術能力	9
イ	企業の社会的貢献度	10
ウ	配置予定技術者の技術能力	11
(4)	技術提案型Aタイプにおける必須評価項目	12
エ	施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応	12
(5)	技術提案型Bタイプにおける必須評価項目	13
オ(ア)	技術提案	13
オ(イ)	技術提案を実現するための方法	14

(6) 選択評価項目（簡易型・技術提案型共通）	-----	15
カ 企業の技術能力	-----	15
キ 配置予定技術者の技術能力	-----	16
ク 企業の地域精通度	-----	17
ケ 企業の社会的貢献度	-----	18
コ その他	-----	19
サ 企業倫理や信頼性等	-----	20
6 総合評価方式の適用についての意見聴取	-----	21
7 技術資料の提出要請	-----	21
8 技術評価	-----	21
(1) 技術提案の改善	-----	21
(2) 加算点または技術評価点の算出	-----	22
(3) 不適正な事項に対する措置	-----	22
(4) 評価値の算出と落札者の決定	-----	22
9 ペナルティの設定	-----	24
(1) 不履行に対する措置	-----	24
(2) 虚偽記載に対する措置	-----	24
10 落札者を決定しようとするときの意見聴取	-----	24
11 その他	-----	24
(1) 中立かつ公正な評価の確保	-----	24
(2) 情報公開	-----	25
(3) 履行確認	-----	25

## 1 総合評価方式の概要・意義

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施行された。法律では公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げている。

これを受けて、公共工事の品質確保のために蕨市においては平成20年度から総合評価方式の入札を実施している。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は競争参加者の技術的能力の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則となる。

総合評価方式は、価格だけでなく、当該工事を実施する上で、より有益な技術提案を行った者を選定する方式ということになる。このため、この方式を適用する場合は、「この工事で、なぜ、何のために技術提案等を求めるのか？」といった目的を明確にすることが重要である。

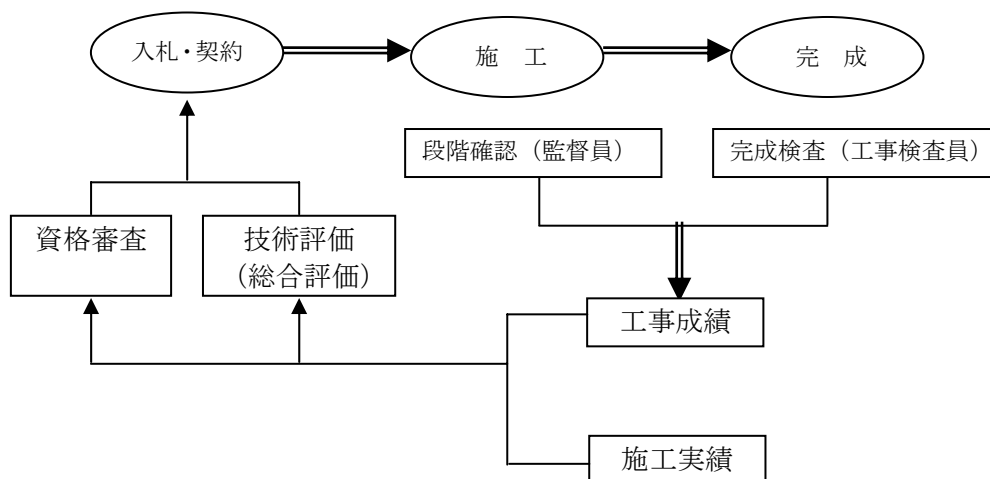
総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の蕨市民に利益がもたらされることが期待される。また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

## 2 対象工事及び実施工事選定基準

総合評価方式は、基本的には、全ての工事において採用することが可能である。しかし、総合評価の実施に当たっては、受発注者の双方にとって、事務量が増大するといった課題がある。

一方、総合評価方式は、「良い仕事」を行うことが、高い評価となり「次の仕事」へつながる良い循環が生まれる効果がある。

そこで、いかにこの良い循環を維持することが出来るかが、総合評価方式の運用にあたり重要である。



工事の品質を表す指標として、工事成績評定がある。

各都道府県の総合評価方式の結果のデータを見ると、総合評価方式を実施した工事と未実施の工事では、実施した工事の方が成績評定点は高くなっており、総合評価方式が工事の品質確保に寄与していることが分かる。

また、総合評価方式の実施率と成績評定点との関係を見ると、実施率が高くなるにつれて、総合評価実施工事だけでなく、未実施工事の成績評定も引き上げられていることが分かる。

このことから、発注工事の一定割合で総合評価を実施することが「良い循環」を生み、発注工事全体の品質を高めるといった効果が期待できる。

### (1) 総合評価方式の対象工事

設計金額（税込み）10,000千円以上の工事を対象とする。

ただし、発注工種や発注規模、緊急性など、実施上の諸条件が難しい工事等の場合は、実施工事選定の際に対象外とする。

### (2) 対象工事の決定

総合評価方式を実施する工事は、金額の高低にとらわれることなく、工事内容を鑑み、総合評価方式に相応しい工事に対して実施するものとし、具体的には(3)の選定基準を用い、決定する。

### (3) 総合評価方式の実施工事選定基準

- ① チェックリストを用い、課題要素の有無とその状況をチェックする。
- ② 課題要素がある工事について、総合評価実施タイプ選定基準のフローチャートに従い、総合評価のタイプを選定する。

※ チェックリスト及びフローチャートは、別に定めることとする。

### 3 総合評価方式のタイプ

工事の内容、課題等に応じて、次の簡易型、技術提案型（Aタイプ、Bタイプ）のいずれかの方式を選択する。

#### （1）簡易型

- ・ 工事成績、類似工事の経験等を求める工事
- ・ 工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に技術提案を求める必要がない工事や施工管理に工夫の余地が少ない工事

#### （2）技術提案型

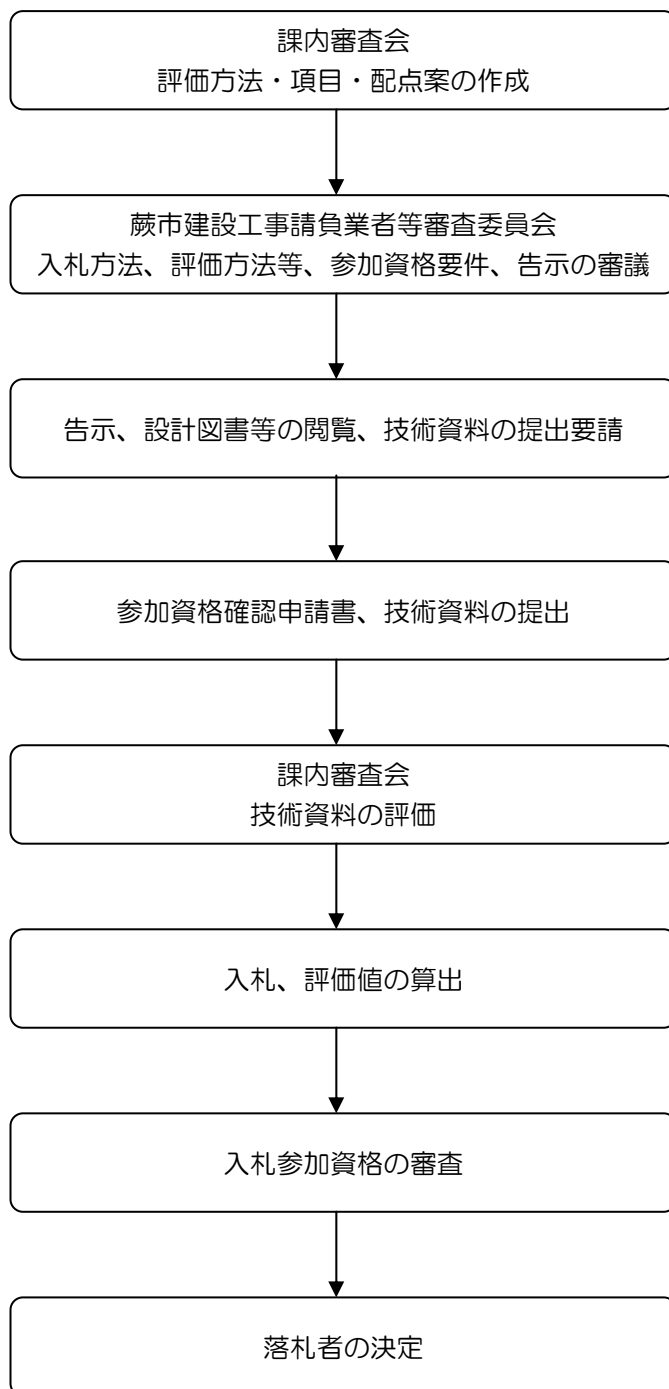
##### ア Aタイプ

工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求める工事（定性的な技術提案を求める工事）

##### イ Bタイプ

工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求める工事（定量的な技術提案を求める工事）

#### 4 標準的な実施手順（一般競争入札 事後審査型）





## 5 評価項目・配点等

### (1) 評価項目の選定

評価項目は、簡易型、技術提案型のそれぞれに示す必須評価項目のほか、工事の内容、課題等により、選択評価項目を原則1つ以上選択する。

なお、選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ適宜評価項目（評価基準含む）を設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差違が生じない項目（一般競争入札等で入札条件が評価項目の内容と同一のときなど）や、工事の内容、課題等により適正な評価が困難な項目などについては適宜削除できるものとする。

### (2) 配点等

配点は、本ガイドラインに記載の配点を標準とする。

ただし、工事の内容や地域特性等に応じ、適宜配点を変更できるものとする。この場合は、その評価項目が持つ価値に充分留意し、得られる価値が必要以上に高価にならないように設定する。

なお、必須評価項目の削除、新たな評価項目の設定及びガイドラインに示されている配点以外を設定するときは、埼玉県総合評価審査小委員会に意見聴取する。

### (3) 必須評価項目（簡易型・技術提案型共通）

#### ア 企業の技術能力<sup>※5</sup>

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 工事成績評価 <sup>※1</sup>	蕨市発注工事の過去2年度間 <sup>※2</sup> の平均点が82点以上	2	/ 2
	80点以上82点未満	1.5	
	78点以上80点未満	1	
	75点以上78点未満	0.5	
	75点未満	0	
(イ) 施工実績	過去15年度間 <sup>※6</sup> に近隣 <sup>※3</sup> において類似 <sup>※4</sup> の公共工事の施工実績がある。	1	/ 1
	ない。	0	

当該項目においては、(ア)(イ)のうち原則どちらか一方を選択する

※1 当該工事の発注業種（28業種）と同業種の過去の蕨市発注工事の成績評価を原則対象とする。

ただし、「複数の業種を選択」、「業種中の工種を更に限定」するなど、評価対象を設定することもできる。なお、当該業種の蕨市における過去2年度間の工事成績評価の実績がない場合や、当該工事が成績評価を省略することができる工事である場合は、この評価項目は除く。

※2 前年度の工事成績評価が確定するまでの間は、前々年度と前々々年度の2年度間とする。建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読みかえる。

なお、工事等の内容に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

※3 「近隣」の範囲は、工事の都度発注者が定義し、入札説明書に具体的に記述する。県内、事務所管内、市町村内、同一路線上等が考えられる。なお、特殊工事等においては、近隣の条件を適宜省くことができる。

※4 「類似」の要件は、工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

※5 JV（特定・経常）での工事成績評価・施工実績も対象とする。（代表構成員の場合のみ）

※6 工事の内容、課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

## イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準		配点	得点
(ア)災害防止活動等の実績	協定 ※1	蕨市内に本店又は主たる営業所をおいている。	1	/ 1
		上記以外。	0.5	
		締結していない。	0	
	実績 ※2	過去2年度間に災害防止や復旧への協力活動を行った。	1	/ 1
行っていない。		0		
(イ)CO2削減対策	「埼玉県エコアップ認証制度※3」の認証を受けている。		1	/ 1
	認証を受けていない。		0	

※1 蕨市との協定書や登録証などにより、現在の協力体制を確認できるものとする。

※2 実績については、発注業種や地域性を考慮し、発注者の判断により「実績の内容を限定」又は「評価項目から削除」することもできる。

※3 埼玉県が事業者のCO2削減取組を認証する制度。

詳細は、県環境部温暖化対策課「埼玉県エコアップ認証制度」ホームページを参照のこと。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f02/>)

ウ 配置予定技術者の技術能力<sup>※1. 2. 3.</sup>

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 工事成績評価 <sup>※4</sup>	縣市発注工事の過去2年度間 <sup>※5</sup> の平均点が82点以上	2	/ 2
	80点以上82点未満	1.5	
	78点以上80点未満	1	
	75点以上78点未満	0.5	
	75点未満	0	
(イ) 施工経験	過去15年度間 <sup>※6</sup> に類似 <sup>※7</sup> の公共工事	1	/ 1
	ない。	0	

当該項目においては、(ア)(イ)のうち原則どちらか一方を選択する

※1 配置予定技術者に関する「工事成績評価」及び「施工経験」は、元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事した時のものとする。

ただし、以下の①及び②の工事における工事成績評価点および施工経験を評価対象とする。

- ① 元請の主任技術者または監理技術者として工事完成時点に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期に亘って従事した工事

※2 JV（特定・経常）での工事成績評価・施工経験も対象とする。

（代表構成員の主任技術者または監理技術者、現場代理人としての実績のみ）

※3 若手技術者育成の観点から、新人戦型（配置予定技術者の過去の経験等を問わない方式）により総合評価方式を実施する場合、この評価項目は削除できるものとする。

※4 過去に従事した、全ての業種（28業種）の縣市発注工事の成績評価を対象とする。

ただし、当該工事が成績評価を省略することができる工事である場合は、この評価項目は除く。

※5 前年度の工事成績評価が確定するまでの間は、前々年度と前々々年度の2年度間とする。

建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読みかえる。

※6 工事の内容、課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

※7 「類似」の要件は工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

#### (4) 技術提案型Aタイプにおける必須評価項目

##### エ 施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応<sup>※1</sup>

(ア)～(エ)から1項目以上設定)

評価項目	評価基準	配点	得点	
施工管理の適切性	(ア) 工程管理の適切性 <sup>※2</sup> 工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5	★ /5	
	工夫が見られない。	0		
	(イ) 品質管理の適切性 <sup>※2</sup>	良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法の選定など品質確保のための工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5	★ /5
		工夫が見られない。	0	
	(ウ) 安全管理の適切性 <sup>※2</sup>	安全管理を高めるための工夫が見られる。 (提案を求める、具体的な課題を設定する。)	5	★ /5
		工夫が見られない。	0	
(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性 <sup>※2</sup>	発注者が指定した工事目的物の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応に工夫が見られる。	5	★ /5	
	工夫が見られない。	0		

※1 工事の内容、課題等に応じ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)から1項目以上を設定する。

※2 具体的な課題を設定し、入札説明書に記載する。

★ 採点については、相対評価とする。提案採用数の最も多い者を満点とし、満点の者に対し、それ以外の者は提案採用数に応じて按分した得点とする。

## (5) 技術提案型Bタイプにおける必須評価項目

※ 技術提案型Aタイプの評価項目 エ は、技術提案型Bタイプにおいては選択評価項目とする。

### オ (ア) 技術提案

評価項目	評価基準	配点	得点
工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じ、内容と標準値を適宜設定する。  <b>(工事目的物の性能、機能の向上に関する例)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装構造提案による走行騒音の低減量</li> <li>・建物構造提案による構造強度の増加量</li> <li>・ポンプ構造提案による排水能力量の増加量等</li> </ul> <b>(社会的要請への対応に関する例)</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者用通路として確保できる幅員等（施工に伴う安全対策）</li> <li>・工事施工に伴う、交通止めなど交通規制日数の短縮日数等（交通への影響）</li> <li>・工事施工による、水質汚濁防止のための排水の浮遊物の低減量や騒音の低減量</li> <li>・工事現場からの建設廃材の排出量の低減量等（環境への影響）</li> <li>・供用開始を早めるための工期の短縮日数等（工期の短縮）</li> <li>・間伐材、伐採除根材等のリサイクルの率の向上等（その他）</li> </ul>	提案数値 による 定量評価	6	★ /6

※ 技術提案については、評価項目を1つ以上設定し、適宜組み合わせる。

※ 標準値が示せないものは「技術提案型Aタイプ」とする。

★ 技術提案の項目に対する採点は、最も優れた提案値に満点、標準値に0点を与え、それ以外の中間の提案値に対する得点は比例配分で求めるものとする。  
ただし、提案値が標準値未満のときは、失格とする。

$$(\text{得点}) = 6.0 \text{ 点} \times \frac{(\text{提案値}) - (\text{標準値})}{(\text{最高提案値}) - (\text{標準値})}$$

### オ (イ) 技術提案を実現するための方法

評価項目	評価基準	配点	得点
実現するための方法 ・ 与条件との整合性 ・ 技術的裏付け 等	現地の条件 <sup>※1</sup> に合った適切な方法が示され、優位な工夫が見られ、実現が確実である。	4	★ / 4
	現地の条件 <sup>※1</sup> に合った適切な方法が示され、実現が見込まれる。	2	
	適切な方法は示されていないが 実現が見込まれる。	1	
	実現の可能性がない。 <sup>※2</sup>	0	

※ 技術提案と技術提案を実現させる方法を連動させるため、オ(ア)の技術提案の得点（四捨五入前の得点）により、オ(イ)の実現するための方法の得点補正（別表）を行う。

※（別表）により補正した各社の得点は、小数点第2位まで有効とし、最終的に技術評価点を算出する際に、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位止めとする。

※1 現地の条件とは、地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮等。

※2 技術提案を実現するための方法を評価した結果、技術提案の内容の実現可能性がないことが明らかなき場合は、オ(ア)の技術提案の得点を0点とする。

★ 採点に当たり複数の者の提案に優劣が見られる場合、中間点を与えることができる。

（別表）

技術提案の得点率範囲	実現方法の補正係数
25%未満	0.25
25%以上50%未満	0.5
50%以上75%未満	0.75
75%以上	1.0

※オ(ア)技術提案の得点率は、四捨五入前の得点で判断する。

(6) 選択評価項目（簡易型、技術提案型共通）

カ 企業の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) VEの提案 <sup>※1</sup>	過去2年度間に契約後VE提案の採用実績がある。	1	/1
	なし	0	
(イ)新製品・新技術紹介制度等の登録	国土交通省の新技术情報システム（NETIS）に登録または、埼玉県の新製品・新技術紹介制度に登録。	1	/1
	なし	0	
(ウ)優秀工事表彰	過去3年度間に当該工事と同じ分野 <sup>※2</sup> で埼玉県内の公共工事において、優秀工事施工者の表彰を受けたことがある。	1.5	/1.5
	なし	0	
(エ)ISO取得状況	ISO9001,14001 <sup>※3</sup> を取得している。	1.5	/1.5
	ISO9001を取得している。	1	
	ISO14001 <sup>※3</sup> を取得している。	0.5	
	なし	0	

※1 VE提案採用実績は、蕨市発注工事に限らない。（公共工事）

JV（特定・経常）での採用実績も対象とする。（代表構成員の場合のみ）

※2 発注者が当該工事と同じ分野を選択する分野とは、土木、建築、設備の3分野とする。  
当該工事で評価対象とする分野は、入札説明書に明記する。

JV（特定・経常）での表彰も対象とする。（代表構成員の場合のみ）

※3 必須項目イ「(イ)CO2削減対策」の加点対象者（埼玉県エコアップ認証制度の認証者）は、ISO14001の加点対象外とする。



## キ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア)技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が確認できる。	1	★
	その他	0	/1
(イ)当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。	1	★
	その他	0	/1
(ウ)技術者の対応能力	近隣住民などの第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	1	★
	その他	0	/1
(エ)保有する資格	1級●●施工管理技士 <sup>※1</sup> 、1級建築士 <sup>※1</sup> 、技術士(●●部門) <sup>※1</sup> または専門資格●●● <sup>※2</sup> のいずれかを保有している。	1	/1
	上記の資格を保有していない。	0	
(オ)優秀技術者表彰 <sup>※3</sup>	過去5年度間に埼玉県内の公共工事において、優秀技術者の表彰(優秀現場代理人表彰など)を受けたことがある。	1	/1
	ない。	0	

※(ア)、(イ)、(ウ)については、ヒアリングにより判断する。

※1 建設業法により、当該工事の発注業種(28業種)の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。

※2 専門資格は該当資格を記載する。なお、専門資格のみとすることもできる。

※3 JV(特定・経常)での表彰も対象とする。(代表構成員の場合のみ)

★ 採点に当たり複数の者の提案に優劣が見られる場合、中間点を与えることができる。

ク 企業の地域精通度

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 地理的条件	本店の所在地が市内である。	2	★ / 1
	支店、または営業所の所在地が市内である。	1	
	上記に該当しない。	0	

## ケ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 企業の社会的 貢献の実績	過去2年度間に蕨市の施設管理に関するボランティア活動 <sup>※1</sup> を行った。	1	/ 1
	なし	0	
(イ) 除雪契約実績	過去2年度間に蕨市との除雪契約実績がある。	1	/ 1
	なし	0	
(ウ) 障害者雇用	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率に1%を加えた率で障害者を雇用している。または、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	1	/ 1
	上記を満たしていない	0	

※1 道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動で、蕨市と企業との協定書等や、蕨市から企業への感謝状により実施を確認できるもの。なお、実績は企業単体で実施したものを原則評価対象とする。

## コ その他

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 市内下請 <sup>※1</sup> の選定	下請負人を（市内事業者） <sup>※2</sup> から選定する。	1	/1
	選定しない。	0	
(イ) 県産資材の選定	主要な資材を県産資材から選定する。	1	/1
	選定しない。	0	
(ウ) 契約実績比率	蕨市発注工事（全業種）の契約実績比率 <sup>※3</sup> 1未満	1	/1
	契約実績比率1以上	0	
(エ) 難工事完了実績	過去2年度間に当該発注課所 <sup>※4</sup> が指定した 難工事の完了実績がある。	1	/1
	なし	0	

※1 下請負人を使用せず全て自社のみで施工する場合は、当該企業の本店又は主たる営業所の所在地をもって採点する。なお、下請負人とは、受注業者との直接契約のある1次下請負人であり、2次下請負人以降は、評価の対象外とする。

※2 「市内事業者」とは、蕨市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する事業所とする。

※3 契約実績比率＝(当該年度契約実績(契約総額))÷(過去3年度契約実績(契約総額)の平均)

※4 「当該発注課所」の記述は、発注者が必要に応じ設定できるものとする。

## サ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

評価項目	評価基準	配点
(ア)入札参加停止措置 （入札参加除外措置）※1	過去2年度間に蕨市発注工事の入札参加停止措置や蕨市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱により入札参加除外措置を受けた。	-1
(イ)不正軽油の使用 による法令違反	過去2年度間の蕨市発注工事で不正軽油を使用し、法令違反（地方税法違反、埼玉県生活環境保全条例違反等）により通知等を受けた。	-1
(ウ)ディーゼル不適合 車の使用による 法令違反	過去2年度間の蕨市発注工事でディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県生活環境保全条例違反により、運行禁止命令を受けた。	-1
(エ)過積載による 法令違反	過去2年度間の蕨市発注工事で過積載を行い、道路交通法違反等により、逮捕または送検された。	-1
(オ)総合評価の不履行	過去2年度間の総合評価方式による蕨市発注工事において、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった。	-1
(カ)入札契約に関する 不当な強要行為	過去2年度間に入札契約に関する不当な強要を感じる行為があった。	-1
(キ)死亡事故	過去2年度間に蕨市内における公共工事で作業員及び第三者の死亡事故を起こし、入札参加停止措置を受けた。	-1

※1 (イ)～(キ)のいずれかを選択した場合、選択した項目を原因とする入札参加停止措置（入札参加除外措置）を受けたことについての重複減点は行わない。

## 6 総合評価方式の適用についての意見聴取

総合評価方式により行おうとする工事の概要、落札者を決定するための基準（評価項目の設定等）について埼玉県総合評価審査小委員会の意見を聴取する。

## 7 技術資料の提出要請

### 技術資料提出要請時に明示すべき事項

技術資料の提出を要請するにあたり明示すべき事項の例を以下に示す。

- ア 工事概要
- イ 技術資料の内容
  - ・提出を求める技術資料
- ウ 総合評価に関する事項
  - (ア) 入札の評価に関する基準
    - ・評価項目
    - ・評価基準
  - (イ) ヒアリングの有無
  - (ウ) 総合評価の方法
  - (エ) 落札者の決定方法
  - (オ) 評価内容の担保
    - ・技術提案内容の不履行の場合における措置（再度の施工義務、違約金、工事成績評定の減点等を行う旨）
- エ 技術資料の提出日時
- オ 入札及び開札の日時
- カ その他（技術資料の提出様式等）

## 8 技術評価

### （1）技術提案の改善

技術提案型において、発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術的能力の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず特定の者だけに改善を求めるなど、特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

## (2) 加算点または技術評価点の算出

加算点（除算）または技術評価点（加算）は、審査の結果得られた得点の合計値とする。ただし、配点にあたって、満点（採用した項目（「サ 企業倫理や信頼性等」の項目を除く）の配点の合計点）が上限値を超えているときは、満点が上限値となるように補正を行う。加算点または技術評価点の上限値は、簡易型20点、技術提案型Aタイプ25点、技術提案型Bタイプ30点とする。

## (3) 不適正な事項に対する措置

- ア 技術提案の評価項目において、提案値が標準値未満のときは失格とする。
- イ 加算点（技術評価点）がマイナスとなった者は失格とする。
- ウ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。
- エ 提出された技術資料が不誠実（技術資料の丸写し、提案に係る部分が白紙での提出）であるときは失格とする。
- オ 入札後に配置予定技術者の当該工事への従事が不可能となった場合、入札参加停止措置を行うことがある。

ただし、重複申請（同時期に蔽市発注の他の総合評価工事に配置予定技術者として入札参加）していた工事の落札候補者となったことで、当該工事への配置ができなくなった旨を直ちに発注者に申し出た場合には、入札参加停止措置の対象とはせず、当該企業の応札を無効とする。

## (4) 評価値の算出と落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、評価値が最も高いものを落札者（落札候補者）とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者（落札候補者）を決定する。

最低制限価格を下回った価格で申込みした参加者は失格とする。

評価値の算出方法は、除算方式とする。

- 失格基準**
- ① 技術評価の「加算点」が、当該工事における加算点の最も高い入札参加者の1／3以下
  - ② 技術評価点の「順位」が、入札参加者の下位1／3以下

技術評価に関し、①、②の両方に該当する入札参加者（辞退者、入札参加資格の欠格者等を除く有効参加者）は失格とする。

ただし、入札参加者数が7社以下の場合は該当しないこととする。

また、予定価格超過や辞退、一抜け、事後審査による入札参加資格の欠格等により、最終的に落札候補者が1社もいなくなった場合には、この失格基準の適用を解除するものとする。

【除算方式】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

- ・ 技術評価点 基礎点に加算点を加えたもの
- ・ 基礎点 原則として100点



## 9 パナルティの設定

### (1) 評価内容の担保

提出された技術資料の内容を満たすことができなかった場合は、再度施工又は補修する。再度施工又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、違約金として不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。）を支払うことを受注者に求める。併せて、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

また、入札参加停止措置を行うことがある。

### (2) 虚偽記載に対する措置

契約締結前に技術資料に虚偽記載が判明した場合は、その技術資料を提出した者は失格とする。

契約締結後に技術資料に虚偽記載が判明した場合は、違約金として請負代金の5%を支払うことを受注者に求める。併せて、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

また、入札参加停止措置を行うことがある。

## 10 落札者を決定しようとするときの意見聴取

総合評価方式により行おうとする工事の概要、落札者を決定するための基準（評価項目の設定等）について埼玉県総合評価審査小委員会の意見を聴取するときに、落札者の決定について意見聴取する必要があると判断されたもののみ行うこととする。

## 11 その他

### (1) 中立かつ公正な評価の確保

#### ア 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者等への意見聴取の場として「埼玉県総合評価審査小委員会」に依頼して行うものとする。

#### イ 技術提案に関する機密の保持

提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

## (2) 情報公開

### ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

### イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに以下の事項について情報公開する。

- (ア) 業者名
- (イ) 各業者の入札価格
- (ウ) 各業者の技術評価点
- (エ) 各業者の評価値（総合評価点）

また、希望者には自社の評価項目毎の評価点と落札者との比較（優劣）について情報提供することとする。

## (3) 履行確認

履行確認は、受注者が提出した総合評価方式に関する技術資料に記載した内容を原則対象とする。ただし、施工することが技術上好ましくない内容は除くものとする。